

日中間の PPH 試行プログラム期間の 1 年間延長と必要提出書類の緩和

2012年11月07日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

日中間の PPH（特許審査ハイウェイ）試行プログラムに関し、SIPO は、その HP 上で、PPH 試行期間の 1 年間延長を発表しました。延長期間は **2012 年 11 月 1 日から 2013 年 10 月 31 日**までとなります。^{*1}また、2011 年 11 月 1 日より開始された 1 年間の期間限定の PPH 試行プログラムと比べて、延長された PPH 試行プログラムに必要な提出書類が簡略化されました。その結果、提出が不要な書類は、後述するとおりです。

【全 3 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} LINK: http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_china_highway/jpo_ja_h2411.pdf